

## 【重要なお知らせ】

### 「法人・個人事業主向けインターネットバンキング」における不正払戻し被害の補償について

「けんみん信組 法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、全国的に拡大しているインターネットバンキングを悪用した不正送金被害を踏まえ、お客さまに安心して本サービスをご利用頂くために、下記のとおり、本サービスにおける預金等の不正な払戻しによる被害に対し補償する制度を定めましたので、お知らせします。

なお、本サービスにおける不正な払戻し被害の補償につきましては、以下の内容となりますので、お知らせします。

#### ◆ 補償開始日

平成27年9月1日（火）

#### ◆ 本サービスに係る預金等の不正な払戻しへの対応内容

1. 被害補償の限度額 1口座につき、年間1,000万円を限度とします。

※ 年間とは、6月1日午後4時から翌年6月1日午後4時までとします。

2. 被害補償の開始時期は平成27年9月1日（火）以降のお取引が対象となります。

#### 3. 補償を受けるための要件

本補償の適用を受けるためには、以下のセキュリティ対策等を行っていただく必要があります。

- ① パソコンにインストールされている基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等各種ソフトウェアが常に最新の状態に更新されていること。
- ② パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新すること。
- ③ パソコンに当組合が無償で提供している不正送金対策ソフト「Phish Wall（フィッシュウォール）プレミアム」をインストールして利用すること。
- ④ 本人認証方式に「電子証明書」または「ワンタイムパスワード」もしくは両方を採用し、正規の手順で利用されていること。
- ⑤ インターネットバンキングにおけるログインID・パスワード等を厳格に管理し、定期的に変更していること。
- ⑥ 登録口座の残高や入出金明細をこまめに確認し、不審な取引がないことをチェックすること。
- ⑦ パソコン等の改造を行わないこと、また第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。

など

#### 4. 補償対象外もしくは補償減額となる場合

- ・ 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当組合へ被害の申出をしていただけなかった場合
- ・ 警察に対して被害届を出さない場合
- ・ お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- ・ お客さま、またはお客さまの従業員（家族・同居人含む）等が加担した不正による損害であった場合
- ・ 当組合が指定するセキュリティ対策を実施いただいていない場合
- ・ パソコンにインストールされている基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- ・ パソコンに最新のセキュリティ対策ソフトを導入していなかった場合
- ・ インターネットバンキングに係るパスワード等を定期的に変更していなかった場合
- ・ 正当な理由なく、他人にログインID・パスワード等を回答、または渡してしてしまったことによって生じた損害
- ・ お客さまが他人に強要されたことによる不正使用の損害
- ・ 他人へ譲渡、貸与または担保に差入れられたパソコン等の不正使用によって生じた損害
- ・ パソコンが盗難にあった場合において、ログインID・パスワード等をパソコンに保存していた場合
- ・ 天変地異、戦争また紛争等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害  
など

- ◆ 被害補償の詳細は、「けんみん信組 法人・個人事業主向けインターネットバンキングご利用規定」ならびに「同インターネットバンキング被害補償規定」をご確認ください。

※ 本件に関するお問い合わせは、下記記載の“お客さま相談室”もしくはお取引店舗にご確認ください。

- ◆ 万一、被害に遭われた場合は、速やかに「お取引店」または、「けんみん信組 インターネットバンキング・ヘルプデスク」までご連絡ください。

#### ☆ 本件に関するお問い合わせ

##### ■ お客さま相談室

フリーダイヤル： 0120-117-786

FAX : 055-222-1517

E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

受付時間： 平日9:00～17:30

上記のほか、お客さまのお取引店にお問い合わせください。

お問い合わせ店舗については、ホームページ営業店舗一覧でご確認ください。

受付時間： 平日9:00～17:30